第４期いの町障害福祉計画

平成27年度～平成29年度

平成２７年３月

いの町

目　次

第１部総　論

１．計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．計画の基本的理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

３．計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

４．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

５．計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（１） 関係部署相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（２） 団体、事業者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（３） 広域的な連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（４） 国の障害施策等の動向に対応した見直し・・・・・・・・・ 6

（５） 障害児支援の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

（６） 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２部各　論

１．障害福祉サービス等に関する数値目標

（１） 地域生活への移行目標・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

（２） 一般就労への移行目標・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

２．障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

（１） 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（２） 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（３） 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

（４） 相談支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

（５） 障害児支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

３．地域生活支援事業

（１） 必須事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

（２） その他（任意事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

参考資料

１　いの町障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会設置要綱等・ 37

２　計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

３　いの町障害者指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

４　各種手帳の交付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

５　在宅生活をしている障害のある人へのニーズ調査・・・・・・・ 44

第１部　総論

１．計画策定の趣旨

本町では、平成２４年３月に「第３期障害福祉計画」（平成２４年～平成２６年）と、平成２５年３月には障害者基本法に基づいて、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本理念や基本目標等を定めた「第２期いの町障害者計画」（平成２５年～平成２９年）を策定し、各種施策と障害福祉サービスを展開してきました。

近年、障害者を取り巻く現状は大きく変化しており、平成２５年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成２６年１月には「障害者権利条約」の批准など、障害者の権利擁護を推進するための体制づくりが進められています。

また、国の施策については、平成２５年４月からは、「障害者自立支援法」が改正され、障害のある人※1の範囲に難病等が加えられた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が施行されるとともに、平成２７年１月に「難病の患者に対する医療費等に関する法律（「難病法」）」が施行され、対象となる疾患が拡大するなど新たな課題に対応する必要が出てきています。

「第４期障害福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第８８条に基づき、国の定める基本指針※2（平成１８年厚生労働省告示第３９５号：平成２６年５月１５日改正）（以下、「基本指針」という。）に則し、障害のある人に対して地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」

並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成２９年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

==========

用 語 解 説

※1 障害のある人　この計画における障害のある人の概念は、障害者基本法第2条に基づく者とする。また、てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、長期にわたり生活上の支障がある者も含む

※2 基 本 指 針　障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

2．計画の基本的理念

国が示す基本指針では、障害福祉計画の基本的理念として「障害者等の自己決定と自己選択の尊重」、「実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」の３つが掲げられています。

本町においては、第２期いの町障害者計画において「ノーマライゼーション※1」、「共生」を基本理念として掲げています。

本計画では、本町の基本理念を踏まえ、国が示す基本的理念の下、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

◆いの町障害者計画の基本理念

ノーマライゼーション※1の理念の下、障害のある人、ない人、高齢者、子ども、すべての人が安全に、生き生きとした生活が送れ、互いに支え合い、共に生きるために、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーション※2（医学的、教育的、職業的、社会的等）の立場から協力しあい、人にやさしい共生のまちづくりの実現をめざします。

用語解説

※1 ノーマライゼーション　障害のある人が、地域社会の中で障害がない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方

※2 リハビリテーション　障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すとの考え方

3．計画の位置付け

（1）法的位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

（2）他の計画との関係

本計画は、高知県の計画との整合性を図りながら、障害者基本計画に基づく障害者計画、介護保険事業計画、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等との整合を考慮し、策定するものです。

障害福祉計画の位置付け

いの町振興計画

障害者計画　【障害者の福祉に関する総合的な計画】

障害福祉計画　【障害福祉サービス等の確保に関する計画】

高齢者福祉計画　【高齢者の福祉に関する総合的な計画】

介護保険事業計画【介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量等】

地域福祉計画　【地域福祉の推進に関する計画】

健康増進計画・食育推進計画【健康づくりの支援に関する総合的な計画】

子ども・子育て支援事業計画【子育てに関する総合的な計画】

４．計画の期間

市町村障害福祉計画は、３年ごとの計画策定が基本指針により定められています。

本計画は、平成２７年度から平成２９年度までの３年間を計画期間としています。

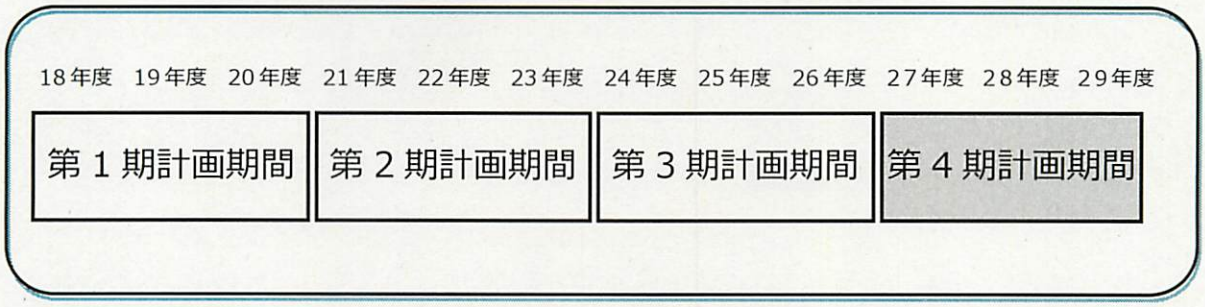

５．計画の推進体制

（１）関係部署相互の連携

計画の推進にあたっては、保健・産業・まちづくり等の関係部署及び教育委員会と情報を共有し、各主体が役割を分担しながら取り組みを進めるなど、総合的かつ効果的に計画を推進するための連携体制を確保していきます。

（２）団体、事業者との連携

障害者団体、指定障害福祉サービス事業者等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。また、いの町地域自立支援協議会※（以下、「協議会」という。）での各分野の情報共有や地域課題の把握、その課題を解決していくことで、計画を推進していきます。

さらに、障害のある人の虐待の防止に向けて、指定障害福祉サービス事業者等に対して啓発を行うなどの働きかけを行います。

用語解説

※ 地域自立支援協議会　　P27参照

（３） 広域的な連携強化

障害のある人等が利用する障害福祉サービス等は町内だけでなく、近隣市町村をはじめとして、広範囲にわたっています。そのため県、圏域の関係機関、団体等との連携を強化し福祉サービスの向上を図ります。

（４） 国の障害施策等の動向に対応した見直し

国の制度改正や見直しについては、その動向を踏まえつつ、必要に応じて本計画期間中においても見直しを行うものとします。

また、それに関連する情報等については広報やホームページ等において情報提供を行い、障害のある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業者が参入しやすい体制づくりに努めます。

（５）障害児支援の体制整備

障害児支援の体制整備にあたっては子ども・子育て支援法に基づく施策を推進する教育委員会や母子保健と連携を図り、教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、幼児期から学校卒業まで居宅介護等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保するとともに、可能な限り身近な場所で受けられるような体制を整えていきます。

（６） 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。本計画の進捗管理は、次のとおり行っていきます。

ア　計画におけるＰＤＣＡサイクル

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

イ　点検・評価結果の反映

協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案を受け、計画の見直し等、施策に反映していきます。

障害福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

国

基本指針

・障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

町

計画（Plan）

■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

実行（Do）

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価（Check）

■成果目標及び活動指標については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。

■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。

■活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

改善（Act）

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施する。

第２部　各論

１．障害福祉サービス等に関する数値目標

国が示す基本指針に基づき「地域生活への移行」、「一般就労への移行」に関する平成２９年度における数値目標を定めます。

（１）地域生活への移行目標

ア　福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行をすすめる観点から、入所施設に入所している障害のある人のうち、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等への移行数を見込み、数値目標を設定します。

第３期計画では、平成２６年度末までに地域移行する人数を４人と目標設定しましたが、計画期間中に地域移行した人数は０人でした。

国が示す基本指針では、施設入所者数の１２パーセントを地域生活に移行させることとしています。しかし、第３期計画の実績を考えると１２パーセント以上（６人以上）の地域生活への移行は実情に合いません。

本計画では、障害福祉サービス等の利用状況や個々のケアマネジメント、ニーズ等を踏まえて３人を数値目標とします。

また、施設入所者数の削減目標については、県の考え方では国の基本指針に即することとなっていますが、これまでの削減数や障害のある人の家族の高齢化が更に進んでいくことなどから、平成２９年度末時点の数値目標は設定しません。

国の基本指針

・平成２５年度末時点の施設入所者数１２パーセント以上が地域生活への移行を目指す。

・平成２５年度末時点の施設入所者から４パーセント以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標設定する。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成２５年末時点の入所者数（A）	４９人	平成２５年末時点の施設入所者数
目標年度末入所者数（B）	―人	平成２９年度末時点利用人員
【目標値】削減見込（A－B）	―人 ―％	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者	３人	施設入所からＧＨ等へ移行した者の数

イ　地域生活支援拠点等の整備

国が示す基本指針では、平成２９年度末までに障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援機能を更に強化するため、グループホーム又は障害者支援施設に機能を集約した地域生活支援拠点等の整備が目標に位置づけられました。

本計画では、圏域内における整備の動向や町内での既存の障害福祉サービス等の整備状況等から必要性を協議会において検討していきます。

国の基本指針

・平成２９年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備する。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備 （圏域及び面的な体制整備含む）	１箇所	平成２９年度末における障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数

（２）一般就労への移行目標

ア　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成２９年度に一般就労に移行する障害のある人の数値目標を設定します。

第３期計画では、平成２６年度において福祉施設から一般就労へ移行する人数を４人と目標設定しました。

本計画では、障害福祉サービス等の利用状況や個々のケアマネジメント、ニーズ等を踏まえて１人を数値目標とします。

・福祉施設とは
就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、の施設を指します。

国の基本指針

・福祉施設を退所し一般就労への移行する者を、平成２４年度の年間移行実績の２倍以上とする。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成２４年度の一般就労移行者数	０人	平成２４年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	１人	平成２９年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

イ　就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率

平成２９年度末における就労移行支援事業の利用者数を国が示す基本指針及び障害福祉サービス等の利用状況を踏まえ、平成２５年度末における利用者数０人から皆増の３人を数値目標とします。

また、町内に就労移行支援事業所がないため、就労移行率が３０パーセント以上の事業所数の数値目標は設定しませんが、町内への事業所の誘致等の研究を進めます。

国の基本指針

・平成２９年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成２５年度末時点の利用者数の６０パーセント以上増加することを目指す。

・平成２９年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３０パーセント以上の事業所を全体の５０パーセント以上とすることを目指す。

【数値目標の設定】

項目	数値	考え方
平成２５年度末の就労移行支援事業の利用者数	０人	平成２５年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	３人	平成２９年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 就労移行率が３０％以上の就労移行支援事業所の割合	―	平成２９年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３０％以上の事業所を全体の５０％以上

2．障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

（1）訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、外出時等に支援を行うサービスです。

【サービス概要】

給付内容	種　別	事業内容説明	対象者 (障害支援区分)
介護給付	居宅介護 (ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	区分１以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方が対象です。 居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。	区分４以上
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある方が対象です。 外出時において、障害がある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出の際の必要な援助を行います。	身体介護を伴わない場合 区分なし 身体介護を伴う場合 区分２以上
	行動援護	行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方が対象です。 行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際の必要な援助を行います。	区分３以上
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに支障があり、行動上著しい困難がある方に居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。	区分６

【評価と見込量】

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計）

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	539 時間/月 (26人)	529 時間/月 (24人)	486 時間/月 (22人)	計画値	395.75 時間/月 (27人)	389.75 時間/月 (26人)	350.75 時間/月 (26人)
実　績	476 時間/月 (26人)	435 時間/月 (30人)	399.75 時間/月 (24人)				

※24年度・25年度実績：各年度１月分、26年度実績：26年７月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

第３期計画では、利用者の介護保険移行などの見込みのとおり、計画値内の減少傾向で推移しました。

平成２７年度は４００時間／月程度と見込み、第４期計画においても介護保険移行及び利用者や利用状況により月の利用時間も変化することから、平成２７年度以降も微減で推移していくと見込みます。

この見込量に対してのサービス提供量は確保されると考えられます。

(2) 日中活動系サービス

施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

【サービス概要】

給付内容	種　別	事業内容説明	対象者 (障害支援区分)
介護給付	療養介護	病院等への長期入院による医療的ケア及び常時の介護を必要とする方が対象となります。 病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。	区分５以上
	生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等の援助を必要とし、常時の介護を要する方が対象となります。	５０歳未満 区分３(施設に入所する場合は区分４)以上である方 ５０歳以上 区分２(施設に入所する場合は区分３)以上である方
	短期入所 (ｼｮｰﾄｽﾃｲ)	介護者が病気や休息等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な方が対象となります。入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	区分１以上

給付内容	種　別	事業内容説明	対象者 (障害支援区分)
訓練等給付	自立訓練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方が対象となります。通所による訓練を原則とし、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせます。 ・機能訓練…理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。 ・生活訓練…食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。	区分による限定なし
	就労移行支援	一般就労等を希望し、適性にあった職場への就労等が見込まれる方（６５歳未満）が対象となります。生産活動、職場体験等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。あわせて求職活動に関する支援や就職後における定着支援等も行います。	区分による限定なし
	就労継続支援Ａ型	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な６５歳未満の方が対象となります。適切な支援により、生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	区分による限定なし
	就労継続支援Ｂ型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等であって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が対象となります。就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	区分による限定なし

ア　療養介護

【評価と見込量】

	第３期計画			第４期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	９人	９人	９人	計画値	９人	９人	９人
実　績	９人	９人	９人				

※24年度・25年度実績：各年度１月分、26年度実績：26年７月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

第３期計画では、９人の利用を見込み、実績も９人でした。県内に療養介護を実施する機関が３ケ所しかなく、今後もサービス提供の基盤の整備が難しいことも想定されますので、第４期計画も９人の利用を見込みます。

イ　生活介護

【評価と見込量】

	第３期計画			第４期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	1422 人日/月 (68人)	1357 人日/月 (65人)	1378 人日/月 (66人)	計画値	1389 人日/月 (66人)	1409 人日/月 (67人)	1428 人日/月 (68人)
実　績	1373 人日/月 (67人)	1340 人日/月 (65人)	1386 人日/月 (66人)				

※24年度・25年度実績：各年度１月分、26年度実績：26年７月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成２７年度の見込量については、平成２６年度の利用者と同量を見込み、平成２７年度以降の見込量については、微増で推移していくと見込みます。

また、県では、圏域内に事業所を増やす計画であり、サービス提供事業所も増加していくと考えられます。

ウ　短期入所

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	49 人日/月 (6人)	55 人日/月 (7人)	62 人日/月 (8人)	計画値	57 人日/月 (10人)	47 人日/月 (9人)	52 人日/月 (10人)
実　績	24 人日/月 (4人)	20 人日/月 (5人)	47 人日/月 (8人)				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

第３期計画では、利用の微増を見込み、実績も計画値内で増加して行っています。平成２７年度以降の見込量については、利用者や利用状況により月の利用時間も変化することから、５０から６０人日/月で推移すると見込みます。

エ　自立訓練（機能訓練）

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	20 人日/月 (1人)	40 人日/月 (2人)	40 人日/月 (2人)	計画値	8 人日/月 (1人)	10 人日/月 (1人)	10 人日/月 (1人)
実　績	0 人日/月 (0人)	7 人日/月 (1人)	8 人日/月 (1人)				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成２７年度の見込量については、平成２６年度の利用者と同量を見込み、平成２７年度以降の見込量については、微増することを見込みます。

オ　自立訓練（生活訓練）

【評価と見込量】

	第３期計画			第４期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	0 人日/月 (0人)	20 人日/月 (1人)	40 人日/月 (2人)	計画値	20 人日/月 (1人)	20 人日/月 (1人)	20 人日/月 (1人)
実　績	23 人日/月 (1人)	0 人日/月 (0人)	0 人日/月 (0人)				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成２７年度以降の見込量については、平成２４年度の利用者及び量を勘案して見込みます。

カ　就労移行支援

【評価と見込量】

	第３期計画			第４期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	42 人日/月 (2人)	42 人日/月 (2人)	42 人日/月 (2人)	計画値	22 人日/月 (1人)	44 人日/月 (2人)	66 人日/月 (3人)
実　績	43 人日/月 (2人)	0 人日/月 (0人)	0 人日/月 (0人)				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成２７年度の見込量については、平成２４年度の利用者及び量を勘案して見込み、平成２７年度以降の見込量については、微増で推移すると見込みます。

キ　就労継続支援Ａ型（雇用型）

【評価と見込量】

	第３期計画			第４期計画			
年度	24 年度	25 年度	26 年度	年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画値	311 人日/月 (15 人)	355 人日/月 (17 人)	361 人日/月 (17 人)	計画値	342 人日/月 (16 人)	365 人日/月 (17 人)	345 人日/月 (16 人)
実　績	264 人日/月 (13 人)	255 人日/月 (13 人)	296 人日/月 (14 人)				

※24 年度・25 年度実績：各年度１月分、26 年度実績：26 年７月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

第３期計画では、雇用契約に直接結びつく本サービスの利用は拡大すると見込んでいました。

平成２７年度以降の見込量としては、増加傾向と見込みます。

また、県では、圏域内に事業所を増やす計画であり、サービス提供事業所も増加していくと考えられます。

ク　就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

【評価と見込量】

	第３期計画			第４期計画			
年度	24 年度	25 年度	26 年度	年度	27 年度	28 年度	29 年度
計画値	1365 人日/月 (75 人)	1420 人日/月 (78 人)	1386 人日/月 (77 人)	計画値	1392 人日/月 (78 人)	1479 人日/月 (83 人)	1568 人日/月 (87 人)
実　績	1292 人日/月 (83 人)	1283 人日/月 (76 人)	1358 人日/月 (78 人)				

※24 年度・25 年度実績：各年度１月分、26 年度実績：26 年７月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

第３期計画では、本サービスの利用者は増加傾向と見込んでいました。

平成２７年度以降の見込量については、今後も増加すると見込みます。

また、県では、圏域内に事業所を増やす計画であり、サービス提供事業所も増加していくと考えられます。

（3）居住系サービス

施設や地域における住まいの場としてのサービスです。

【サービス概要】

給付内容	種　別	事業内容説明	対象者（障害支援区分）
訓練等給付	共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	就労しまたは就労継続支援等の日中活動を利用している知的・精神に障害がある人で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な方に対し、 (1) 家事等の日常生活上の支援 (2) 日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整の必要な支援等を行います。	区分による限定なし
介護給付	施設入所支援	生活介護または自立訓練若しくは就労移行支援を受けている方であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他のやむを得ない事情により通所による訓練等を受けることが困難な方が対象です。日中活動とあわせて、障害者支援施設において、主として夜間の入浴、排せつまたは食事等の介護や日常生活上の必要な支援等を実施します。	生活介護利用者で区分４以上（５０歳以上は区分３以上）

ア　共同生活援助（グループホーム）

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	34 人/月	41 人/月	45 人/月	計画値	44 人/月	45 人/月	49 人/月
実　績	37 人/月	38 人/月	42 人/月				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

平成２６年４月から従来の共同生活介護（ケアホーム）が、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

第３期計画においては、計画値内で利用者増となっていました。今後もサービス利用者が増加していくと見込まれます。

なお、施設入所者の地域生活への移行には、グループホームの確保が必要となることから、サービス見込量に対する提供量の確保が課題となる場合には、共同生活援助を提供できる施設整備の支援に努めます。

イ　施設入所支援

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	52 人/月	51 人/月	51 人/月	計画値	50 人/月	51 人/月	50 人/月
実　績	52 人/月	49 人/月	51 人/月				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

計画の基本目標のとおり、施設入所者の地域支援への移行を進めながら、入所希望者がある場合は入所を目指していきます。

（4）相談支援系サービス

自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するサービスです。

【サービス概要】

種　別	事業内容説明
計画相談支援	サービス支給決定時や変更時にサービス等利用計画案を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神に障害がある人を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	単身で居宅生活する障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への相談等を行います。

ア　計画相談支援

【評価と見込量】

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">第3期計画</th><th colspan="4">第4期計画</th></tr>
<tr><th>年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th></tr>
<tr><td>計画値</td><td>14
人/月</td><td>34
人/月</td><td>45
人/月</td><td rowspan="2">計画値</td><td rowspan="2">68
人/月</td><td rowspan="2">69
人/月</td><td rowspan="2">70
人/月</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>10
人/月</td><td>61
人/月</td><td>13
人/月</td></tr>
</table>

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

第３期計画は、平成２４年度から平成２６年度にかけて障害福祉サービス、地域相談支援を利用するすべての者に計画相談支援（サービス等利用計画案）が必要になることから、見込量が段階的に増加すると見込んでいました。

第４期計画は、月あたりの支給決定件数およびモニタリングの件数を考慮し、平成２７年度は６８人の利用を見込んでいます。その後、サービス利用者は微増していくと見込みます。また、全ての障害福祉サービス等の利用者が計画相

談支援を利用できる体制整備及び相談支援専門員への支援、研修への参加促進による質の向上に取り組むとともに安定した事業運営の支援に努めます。

イ　地域相談支援（地域移行支援）

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	0 人/月	2 人/月	1 人/月	計画値	0 人/月	0 人/月	1 人/月
実　績	0 人/月	0 人/月	0 人/月				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

地域生活に移行するための活動に関して相談サービスを行います。数値目標では、地域生活へ移行する人を３人としておりますが、第４期計画では、第３期計画の実績から平成２９年度に１名のサービス利用を見込みます。

ウ　地域相談支援（地域定着支援）

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	0 人/月	1 人/月	2 人/月	計画値	0 人/月	0 人/月	1 人/月
実　績	0 人/月	0 人/月	0 人/月				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

数値目標では、地域生活へ移行する人を３人としております。地域生活へ移行する人はグループホームあるいは家族との同居の割合が多いと見込まれますが、単身の地域生活へ移行する人も想定されることから、第４期計画では、第３期計画の実績から平成２９年度に１名のサービス利用を見込みます。

（5）障害児支援系サービス

障害のある子どもが、その持てる能力や可能性を伸ばしていけるよう、できるだけ早い時期から、子どもや家族にとってより身近な地域で相談支援やサービスが受けられるよう支援を行います。

障害のある子どもへの福祉サービスについて、児童福祉法等の改正のため平成２４年度より障害児施設・事業が一元化されています。
障害児支援には、障害児通所支援、障害児相談支援、障害児入所支援があり、障害児通所支援の４種類と障害児相談支援は町が、障害児入所支援は県が実施しています。

【サービス概要】

種　別	事業内容説明
児童発達支援 （未就学児）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス （就学児）	学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて治療を行います。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所、幼稚園等を訪問し、本人や訪問先のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
障害児相談支援	サービス支給決定時や変更時にサービス等利用計画案を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、定められた期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

（障害児通所支援、障害児相談支援）

【評価と見込量】

		第3期計画			第4期計画			
年度		24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援（未就学児）	計画値	9人 32人日／月	10人 40人日／月	10人 40人日／月	計画値	7人 46人日／月	7人 33人日／月	8人 40人日／月
	実績	13人 42人日／月	7人 25人日／月	8人 39人日／月				
放課後等デイサービス（就学児）	計画値	12人 43人日／月	14人 50人日／月	21人 75人日／月	計画値	23人 152人日／月	29人 192人日／月	32人 217人日／月
	実績	8人 37人日／月	11人 92人日／月	17人 112人日/月				
医療型児童発達支援	計画値	0人	0人	0人	計画値	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人				
保育所等訪問支援	計画値	0人	1人	2人	計画値	3人	4人	5人
	実績	3人	2人	0人				
障害児相談支援	計画値				計画値	7人	8人	9人
	実績	4人	12人	5人				

※24年度・25年度実績：各年度1月分、26年度実績：26年7月分

【サービスの見込量の考え方と方策】

地域における子どもの数、現に利用している障害のある子どもの数、乳幼児健診などを活用した早期発見や家族等のニーズ把握から、今後は増加していくと見込みます。

障害児相談支援については、利用者のニーズにあった利用計画が作成されるよう相談支援専門員へ支援等を行うことにより質の向上に努めるとともに、障害児通所支援を含め、事業者が参入しやすい体制づくりとサービス見込量の確保に取り組みます。

3．地域生活支援事業

地域生活支援事業の目的は、障害のある人および障害のある子どもがその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施し、障害のある人等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することです。

地域生活支援事業は、必須事業（理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業）とその他の事業で構成されています。

（1）必須事業

ア　理解促進研修・啓発事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

本町でも、地域の理解促進は重要と考えており、広報活動を中心に講演会や障害者等と実際にふれあうイベント開催等を実施もしくは実施に向けた検討をします。また、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を目指します。

イ　自発的活動支援事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

本町でも、障害者等を含めた地域における災害対策活動をはじめ、地域で障害者等やその家族が孤立することがないよう実施に向けた検討をします。

ウ　相談支援事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
障害者相談支援事業	障害のある人やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障害のある人等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する基幹相談支援センター等に、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置等することにより、相談支援機能の強化を図ります。
地域自立支援協議会	相談支援事業や障害当事者団体、地域ケアに関する学識経験者、行政機関などをメンバーとし、相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整などを行うことを目的とした機関です。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。

（ア）障害者相談支援事業

本町では、相談支援業務については、ほけん福祉課及び各総合支所住民福祉課に加え、指定相談支援事業所（３事業所）に委託して６箇所で実施していますが、国の指針において、その設置及び活用が重要とされている基幹相談支援センターについては設置していません。今後は、必要に応じて基幹相談支援センターの設置を検討します。

また、地域自立支援協議会において関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組んで行きます。

（イ）基幹相談支援センター等機能強化事業

本町では、基幹相談支援センターを設置していないため、一般的な相談支援

事業の中で、専門的な支援を要するケースについては、各関係機関と委託事業者と町の保健師等の専門職員が連携しながら、適切かつ円滑な支援が出来るよう努めています。

（ウ） 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

本事業については、一般的な相談支援事業の中で対応しています。

エ 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

種 別	事 業 内 容 説 明
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。 第３期計画から障害者自立支援法が改正され地域生活支援事業の必須事業になりました。

本町では、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【評価と見込量】

	第３期計画			第４期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	0人/年	1人/年	1人/年	計画値	1人/年	1人/年	1人/年
実 績	0人/年	1人/年	0人/年				

※26年度実績：実績見込み

オ　成年後見制度法人後見支援事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的としています。

本町においても、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、その活動について支援していきます。

また、市民後見人の活用も検討していきます。

カ　意思疎通（コミュニケーション）支援事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支援が必要な障害のある人等に対して、手話通訳者等を派遣する事業を行います。

本町では、（社）高知県聴覚障害者協会に手話通訳者、（社）小高坂更正センターに要約筆記者の派遣を、それぞれ委託する形態で事業を実施しています。

なお、利用者の自己負担はありません。

【評価と見込量】

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">第3期計画</td><td colspan="4">第4期計画</td></tr>
<tr><td>年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td><td>26年度</td><td>年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td></tr>
<tr><td>計画値</td><td>5人/年</td><td>5人/年</td><td>5人/年</td><td rowspan="2">計画値</td><td rowspan="2">6人/年</td><td rowspan="2">6人/年</td><td rowspan="2">6人/年</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>1人/年</td><td>2人/年</td><td>6人/年</td></tr>
</table>

※26年度実績：実績見込み

キ　日常生活用具給付等事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
日常生活用具 給付等事業	自立した日常生活を支援するため、障害のある人等の特性に応じた用具の給付を行います。

本町では、日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、次の６種の用具等を給付します。

利用に関する自己負担は原則１割ですが、利用者本人及び配偶者が市町村民税非課税の場合については、自己負担はありません。

在宅で生活している人への情報提供だけでなく、施設、病院等から地域へ帰る人がスムーズに地域移行できるよう支援を行っていきます。

（ア）介護・訓練支援用具

障害のある人等の身体介護を支援する用具や、障害のある子ども等が訓練に用いるいす等です。

（イ）自立生活支援用具

障害のある人や障害のある子どもの入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

（ウ）在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等の、障害のある人等の在宅療養等を支援する用具です。

（エ）情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障害のある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。

（オ）排泄管理支援用具

直腸機能等に障害のある人等の排泄管理を支援するストマ用装具等の衛生用品です。

（カ）居住生活動作補助用具（住宅改修費）

下肢機能等に障害のある人等の居宅生活活動等を円滑にする手すり等の用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの及びそれに関連して必要となる

住宅改修です。

【評価と見込量】

		第3期計画			第4期計画			
年度		24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	計画値	2人/年	2人/年	2人/年	計画値	1人/年	1人/年	1人/年
	実　績	0人/年	0人/年	1人/年				
自立生活支援用具	計画値	8人/年	8人/年	8人/年	計画値	3人/年	3人/年	3人/年
	実　績	3人/年	3人/年	6人/年				
在宅療養等支援用具	計画値	1人/年	1人/年	1人/年	計画値	2人/年	2人/年	2人/年
	実　績	5人/年	0人/年	1人/年				
情報・意思疎通支援用具	計画値	4人/年	4人/年	4人/年	計画値	6人/年	6人/年	6人/年
	実　績	8人/年	7人/年	6人/年				
排泄管理支援用具	計画値	457人/年	457人/年	457人/年	計画値	500人/年	500人/年	500人/年
	実　績	459人/年	464人/年	500人/年				
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	計画値	1人/年	1人/年	1人/年	計画値	2人/年	2人/年	2人/年
	実　績	1人/年	3人/年	2人/年				

※26年度実績：実績見込み

ク　手話奉仕員養成研修事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

本町においても、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成については必要に応じて、実施を検討します。

ケ　移動支援事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
移動支援事業	外出することが困難な方の外出時における円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出の支援を行うことにより、地域で自立生活や社会参加することを支援しています。

本町では、派遣時間は、月に１０時間を限度とし、利用に関する自己負担は原則１割です。委託事業者は、町内及び近隣市町村に所在する外出介護事業者です。

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	5人/年（150時間/年）	6人/年（170時間/年）	6人（170時間/年）	計画値	11人/年（640時間/年）	11人/年（640時間/年）	11人/年（640時間/年）
実　績	6人/年（394.5時間/年）	8人/年（447.3時間/年）	10人/年（551時間/年）				

※26年度実績：実績見込み

コ　地域活動支援センター機能強化事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
地域活動支援センター機能強化事業	通所による創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等、多様な活動の場の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援します。

障害のある人等の地域生活支援の促進を図るため、基礎的事業※1を含め、本事業の実施を必要に応じ、検討していきます。

（ア）　地域活動支援センターⅠ型

専門職員を配置し、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害理解のための普及啓発等の事業を実施するもの。

（イ）　地域活動支援センターⅡ型

雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施するもの。

（ウ）　地域活動支援センターⅢ型

地域の障害のある人のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られているもの。

用　語　解　説

※1　基礎的事業　　地域活動支援センターの基本事業（障害者総合支援法第80条第1項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営基準を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。

(2) その他事業（任意事業）

ア　福祉ホーム事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
福祉ホーム事業	現に住宅を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することより、障害のある人の地域生活を支援します。

本事業は、第３期計画では２事業所において実施していましたが、平成２７年４月に１事業所がグループホームに転換することにより、第４期計画中は各年度１事業所、１人の利用と見込みます。

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	2箇所 2人	2箇所 2人	2箇所 2人	計画値	1箇所 1人	1箇所 1人	1箇所 1人
実　績	3箇所 2人	2箇所 2人	2箇所 2人				

※実施箇所数及び１月の実利用者数

※26年度実績：実績見込み

イ　更正訓練費給付事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
更生訓練費給付事業	身体障害者援護施設及び自立訓練・就労移行支援を利用している障害のある人に対して、職能訓練等を受けるために必要な文房具、参考書等を購入するための費用を給付します。

本事業は、第３期計画では利用がありませんでしたが、第４期計画中は各年度１事業所、１人の利用と見込みます。

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	1箇所 1人	1箇所 1人	1箇所 1人	計画値	1箇所 1人	1箇所 1人	1箇所 1人
実　績	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人				

※実施箇所数及び1月の実利用者数の単位
※26年度実績：実績見込み

ウ　日中一時支援事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保して、一時的に施設に預けることによって、障害のある人を日常介護している家族の負担を一時的に軽減します。

本事業は、第3期計画では微増と見込んでいましたが、実績は微減で推移しており、第4期計画中は5箇所、9人の利用と見込みます。

【評価と見込量】

	第3期計画			第4期計画			
年度	24年度	25年度	26年度	年度	27年度	28年度	29年度
計画値	6箇所 8人	6箇所 9人	6箇所 9人	計画値	5箇所 9人	5箇所 9人	5箇所 9人
実　績	5箇所 7人	4箇所 6人	4箇所 8人				

※実施箇所数及び1月の実利用者数の単位
※26年度実績：実績見込み

エ　生活支援事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
生活支援事業	パソコン教室等の活動を通じて、障害のある人の日常生活上に必要な訓練・指導等を行い、生活の質的向上を図ります。

本事業は、第３期計画では年間８０回開催と見込んでいました。第４期計画では平成２６年度実績見込みと同量の開催回数を見込みます。事業は「いの町身体障害者連盟」に委託して実施しています。

【評価と見込量】

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">第3期計画</th><th colspan="4">第4期計画</th></tr>
<tr><th>年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th></tr>
<tr><td>計画値</td><td>14人
80回</td><td>14人
80回</td><td>14人
80回</td><td rowspan="2">計画値</td><td rowspan="2">14人
93回</td><td rowspan="2">14人
93回</td><td rowspan="2">14人
93回</td></tr>
<tr><td>実　績</td><td>14人
93回</td><td>14人
83回</td><td>14人
93回</td></tr>
</table>

※１回あたりの参加人数及び１年間の開催回数の単位

※26年度実績：実績見込み

オ　社会参加促進事業

【事業概要】

種　別	事業内容説明
社会参加促進事業	障害のある人に対して社会参加の促進の観点から、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

本事業は、スポーツ・レクリエーション活動として教室や大会開催などを「いの町身体障害者連盟」に委託して実施しています。その他「自動車運転免許取得・自動車改造助成事業」や精神障害のある人を対象に精神デイケア（２回/月）、失語症や精神障害を持つ言語障害のある人等を対象に言語リハビリ（１回/月）などを実施し、障害のある人の社会参加の促進を図っていきます。

参考資料

1　いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条　障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、いの町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会は、いの町障害者計画及び障害福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条　委員会は、委員15名以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　関係団体の代表者

(3)　町民代表者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年とする。ただし、町長が必要と認める場合は、また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員が委嘱されたときにおける身分を喪失したときは、委員を辞したものとみなす。

3　委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって

これを定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集し、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

2　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条　委員会の庶務は、ほけん福祉課において処理する。

(委任)

第8条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、平成18年10月17日から施行し、同年10月1日から適用する。

(経過措置)

2　この告示の施行後、初めて招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを招集し、委員長が選出されるまでその議長となる。

改正文(平成20年8月27日告示第62号抄)

平成20年4月1日から適用する。

附　則(平成21年3月23日告示第15号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成23年11月14日告示第91号)

この告示は、平成23年11月14日から施行する。

附　則(平成25年4月1日告示第38号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第３条関係委員

（１）学識経験者（第２項第１号関係）

石川記念病院院長	國行　陸海
仁淀病院医師	倉繁　迪

（２）関係団体の代表者（第２項第２号関係）

身体障害者連盟	片岡　卓宏
知的障害者家族会	津野　義久
精神障害者家族会	宇賀　末弘
就労継続支援Ｂ型事業所「なのはな」	尾﨑　隆洋
作業所ら・ら・ら	早藤　久美子
社会福祉協議会	森本　淑江
日高養護学校校長	田中　信一

（３）町民代表者（第２項第３号関係）

森岡　健一郎
津賀　公子
和田　守

（４）関係行政機関の職員（第２項第４号関係）

中央西福祉保健所	澤本　貴代子

（５）その他町長が適当と認める者（第２項第５号関係）

該当なし

（敬称略、順不同）

2 計画策定経過

○ニーズ調査実施
（Ｈ２６．９．１９　～１０．１０）
・調査対象者数　１３９名（うち回答者６８名）

○第１回いの町地域自立支援協議会
（Ｈ２６．１１．２７）
・第３期いの町障害福祉計画の数値目標に対する達成状況について
・第４期いの町障害福祉計画の策定について

○第１回いの町障害福祉計画策定委員会
（Ｈ２７．１．５）
・ニーズ調査結果等について
・第４期いの町障害福祉計画の策定スケジュールについて
・第４期いの町障害福祉計画の素案について

○第２回いの町障害福祉計画策定委員会
（Ｈ２７．１．３０）
・第４期いの町障害福祉計画の案について

○第２回いの町地域自立支援協議会
（Ｈ２７．２．２３）
・第４期いの町障害福祉計画について

3 いの町障害者指標

(1)人口等

平成26年3月31日現在

総人口	24,918
世帯数	10,892
高齢化率	33.0%

(2)身体障害者手帳交付者数(障害区分・等級別)

平成26年3月31日現在(単位:人、%)

障害区分＼等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚障害	35	36	5	14	17	10	117	6.4
聴覚障害・平衡機能障害	2	21	13	21	0	26	83	4.6
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	11	4	0	0	16	0.9
肢体不自由	209	193	223	250	86	38	999	55.0
内部障害	306	7	84	203	0	0	600	33.1
合計	552	258	336	492	103	74	1,815	100.0

(3)身体障害者手帳交付者数(障害・年齢別)

平成26年3月31日現在(単位:人、%)

障害区分＼等級	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計
視覚障害	2	23	92	117
聴覚障害・平衡機能障害	0	15	68	83
音声・言語・そしゃく機能障害	1	4	11	16
肢体不自由	13	189	797	999
内部障害	3	108	489	600
合計	19	339	1,457	1,815
構成比	1.0	18.7	80.3	100.0

(4)療育手帳交付者数(級別)

平成26年3月31日現在(単位:人、%)

等級	A	A1	A2	B	B1	B2	合計
療育手帳交付者	5	41	59	1	50	51	207
構成比	2.4	19.8	28.5	0.5	24.2	24.6	100.0

(5)療育手帳交付者数(年齢別)

平成26年3月31日現在(単位:人、%)

	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計
療育手帳交付者	24	156	27	207
構成比	11.6	75.4	13.0	100.0

(6)精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成26年3月31日現在(単位:人、%)

等級＼年齢	19代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
1級	0	1	2	0	1	9	2	15
2級	0	5	16	20	23	11	4	79
3級	1	2	2	5	7	3	0	20
合計	1	8	20	25	31	23	6	114
構成比	0.9	7.0	17.5	21.9	27.2	20.2	5.3	100.0

(7)自立支援医療(精神通院)対象者数

平成26年3月31日現在(単位:人)

対象者数	273

4 各種手帳の交付状況

(1)身体障害者手帳交付者数の推移

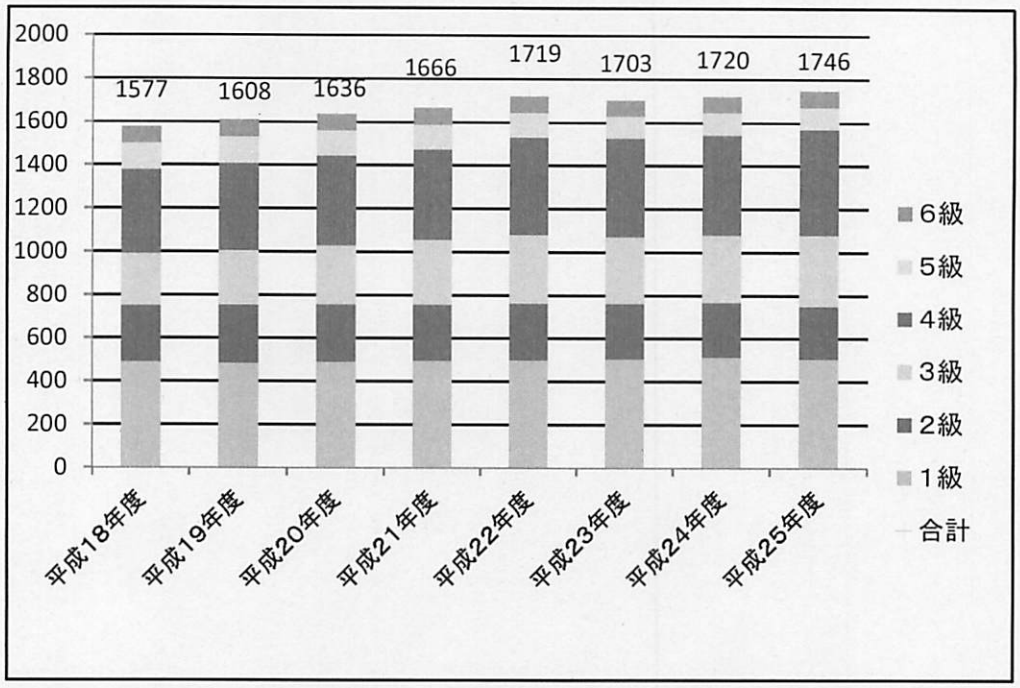

(2)療育手帳交付者数の推移

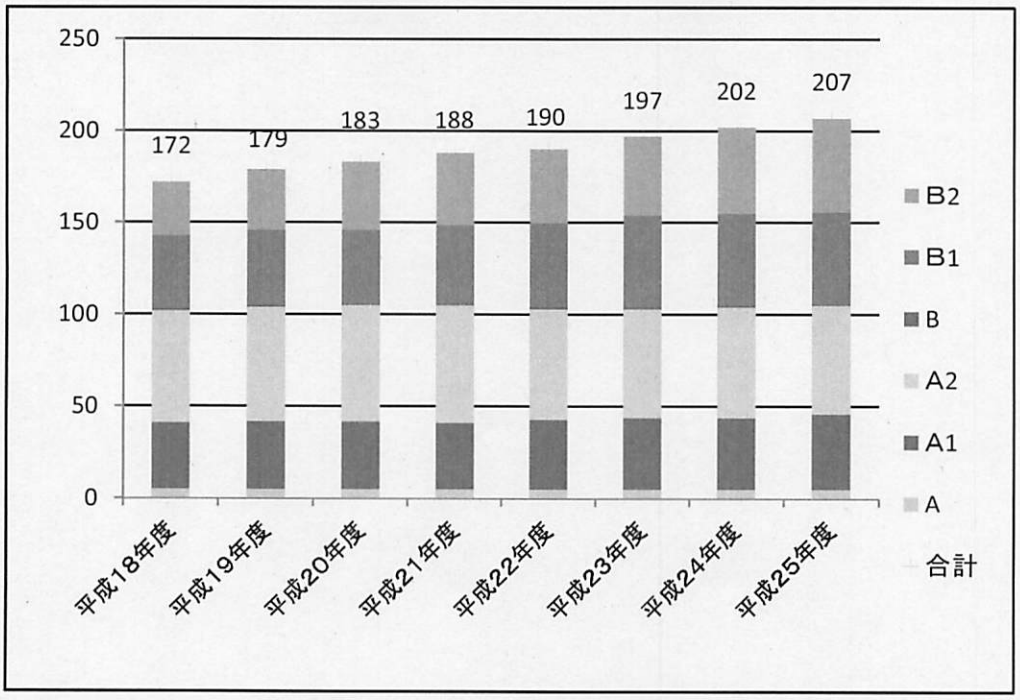

(3)精神保健福祉手帳の交付者数の推移

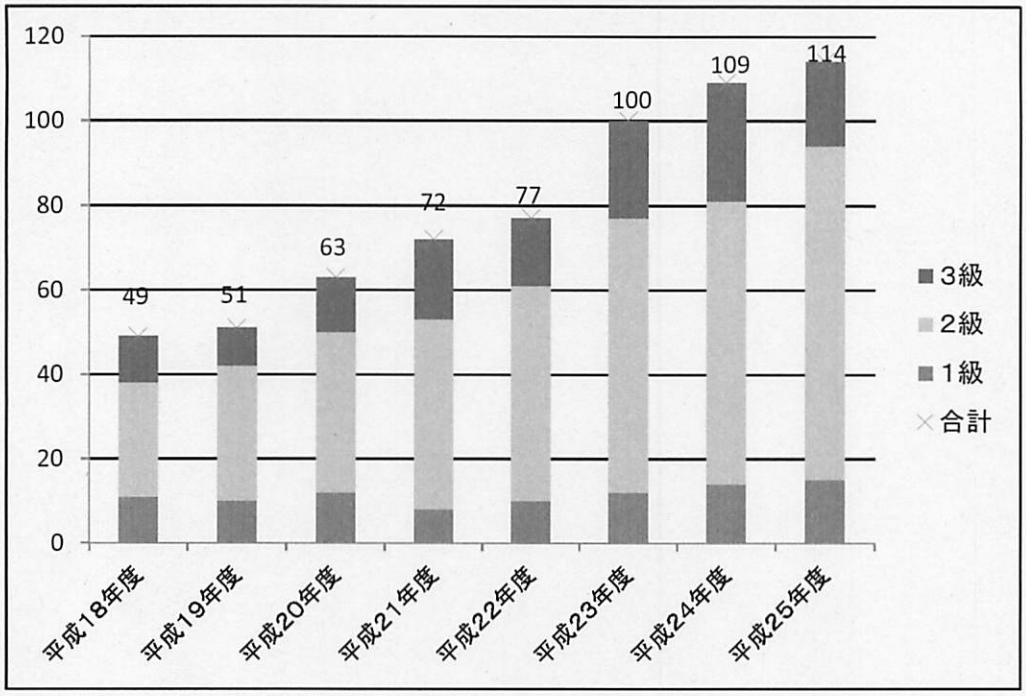

(参考)自立支援医療受給者証(精神通院)の交付件数の推移

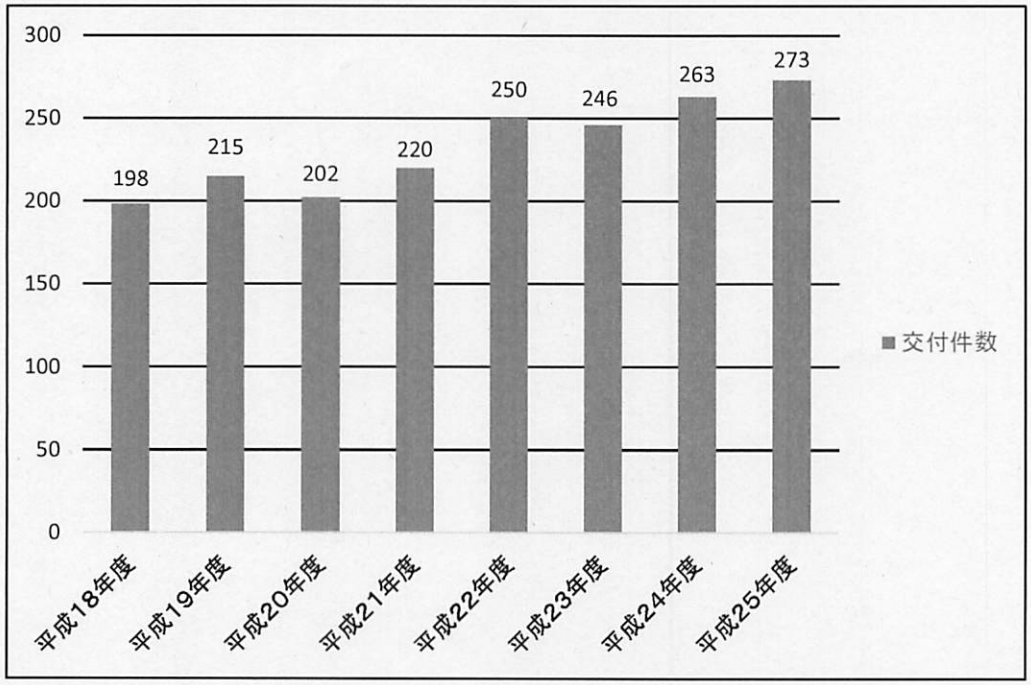

5　在宅生活をしている障害のある人へのニーズ調査

（1）調査対象：いの町内の在宅生活をしている障害のある方
（訪問系障害福祉サービスの支給決定をしている方とサービス未利用の抽出者）
（2）調査期間：平成26年9月19日～10月10日

対象者数	139 名
回答者数	68 名
回 収 率	48.9%

設問1　お答えくださる人はどなたですか。

（件数、回答比率）

障害のある方本人	32	47%
父親	9	13%
母親	19	28%
兄弟（姉妹）	5	7%
祖父	0	0%
祖母	0	0%
その他（続柄）	3	4%

回答者は、「本人」47%と最も割合が高く、次に「母親」28%、「父親」13%となっています。

設問2　あなた（障害のある方ご本人）の性別について

（件数、回答比率）

男	42	62%
女	26	38%

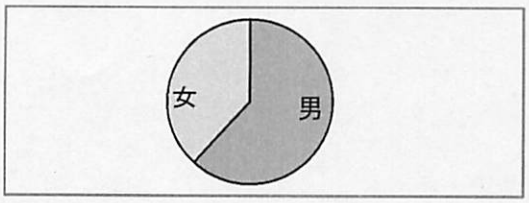

障害のある方は、「男」62%、「女」38%となっています。

設問3　あなた（障害のある方ご本人）の年齢について

（件数、回答比率）

19歳以下	3	4%
20歳～29歳	10	15%
30歳～39歳	17	25%
40歳～49歳	19	28%
50歳～59歳	10	15%
60歳～64歳	9	13%

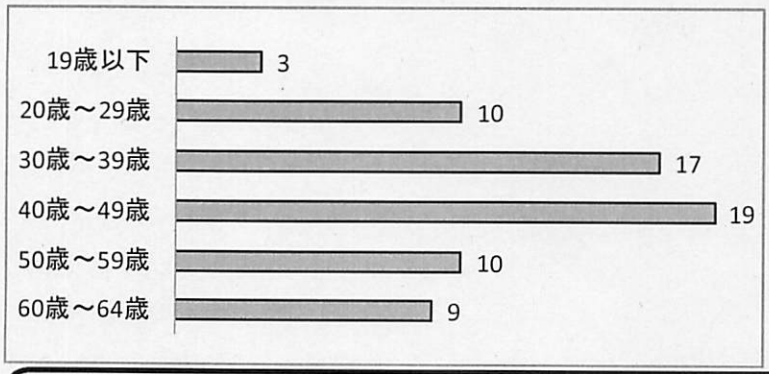

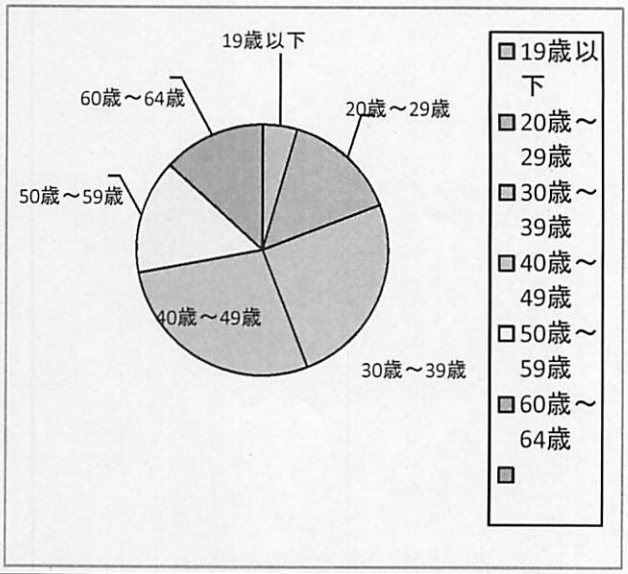

回答者の年齢層は「40歳～49歳」が28%と最も割合が高く、次に「30歳から39歳」が25%、「50歳から59歳」及び「20歳から29歳」が15%となっています。 また、今回のアンケートは65歳以上の方は、介護保険へ移行されている方が大半であることから調査対象から除外しています。

設問4　あなた（障害のある方ご本人）の障害について（当てはまるものすべて回答）

（件数、回答比率）

区分	内訳			視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	無回答
身体障害者手帳	1級	3	4%	0	0	0	2	1	0
	2級	8	12%	0	3	0	4	0	1
	3級	4	6%	0	0	1	2	1	0
	4級	3	4%	0	0	0	2	1	0
	5級	0	0%	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0%	0	0	0	0	0	0
	合計	18	26%						
療育手帳	A1	4	6%						
	A2	7	10%						
	B1	9	13%						
	B2	13	19%						
	合計	33	49%						
精神障害者保健福祉手帳	1級	0	0%						
	2級	15	22%						
	3級	6	9%						
	合計	21	31%						

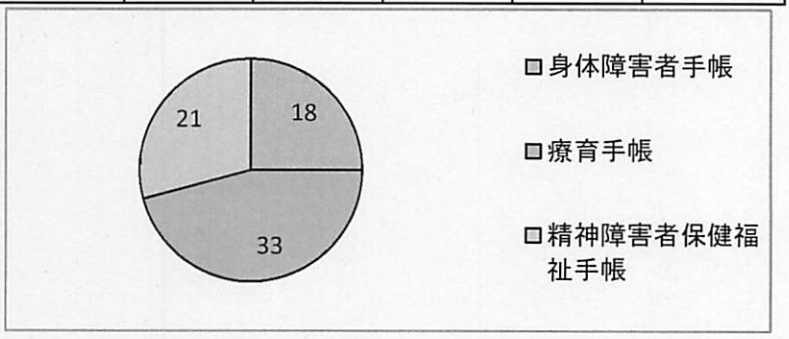

身体障害者手帳

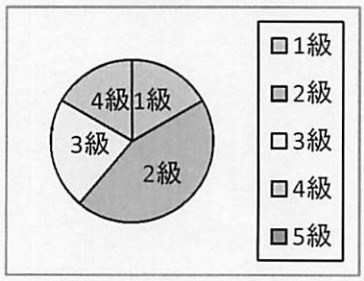

療育手帳

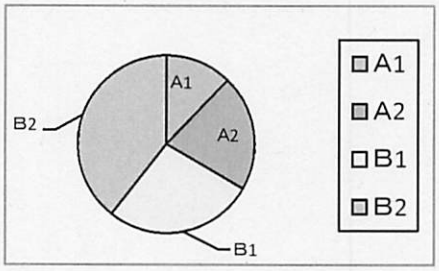

精神障害者保健福祉手帳

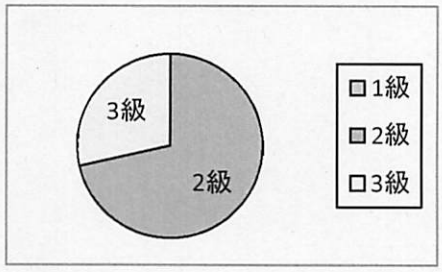

身体障害者手帳部位内訳

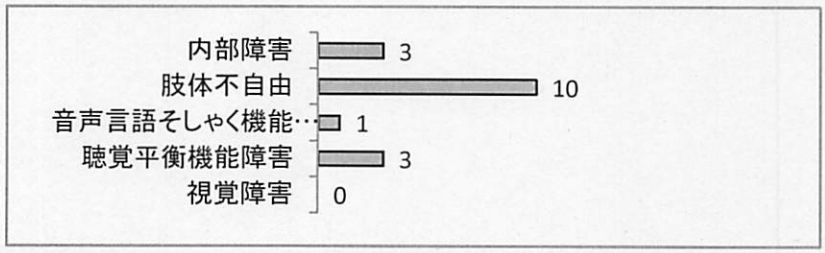

療育手帳49%と最も割合が高く、次に精神障害者保健福祉手帳31%、身体障害者手帳26%となっています。
また、身体障害者手帳については、1級から4級の人からの回答となっており、障害の部位としては「肢体不自由」が56%と最も割合が高くなっています。

障害基礎年金・特別児童扶養手当

（件数、回答比率）

障害基礎年金（20歳～）	1級	11	16%
	2級	21	31%
	無	6	9%

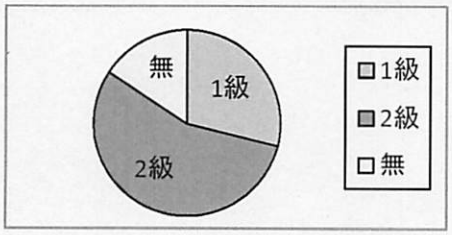

（件数、回答比率）

特別児童扶養手当（0歳～19歳）	1級	0	0%
	2級	0	0%
	無	15	22%

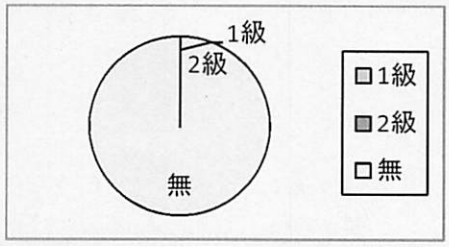

障害基礎年金については、回答者の約5割の人が受給していると回答しています。
また、特別児童扶養手当については、回答者中の受給者はいませんでした。

障害支援(程度)区分

(件数、回答比率)

障害支援(程度)区分	区分6	1	1%
	区分5	0	0%
	区分4	1	1%
	区分3	1	1%
	区分2	4	6%
	区分1	0	0%
	非該当	1	1%
	受けていない	8	12%

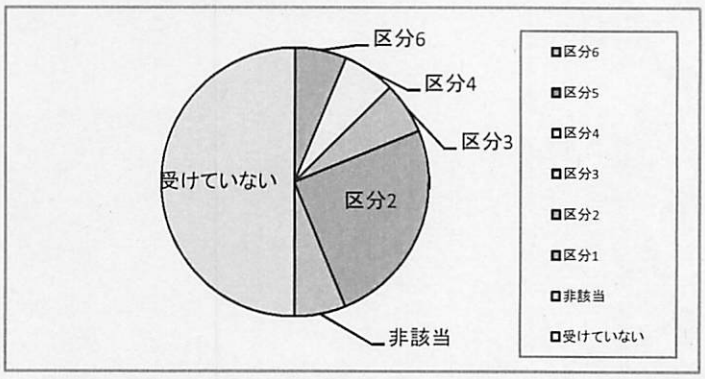

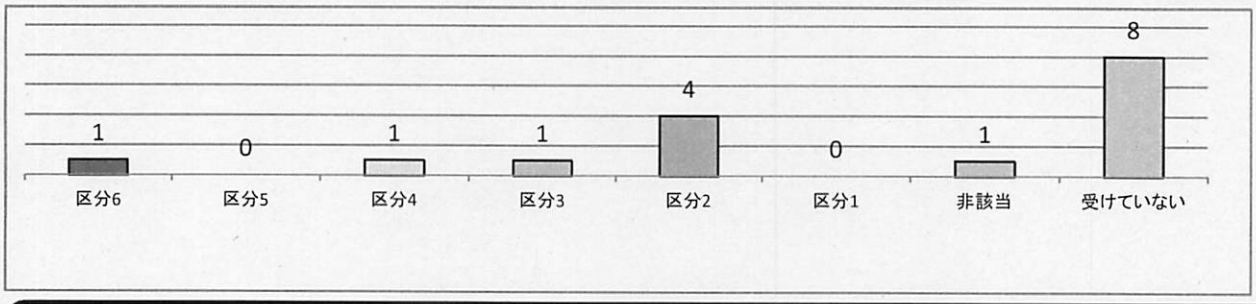

回答者の区分認定を受けている人は、「区分2」が6%と最も割合が高く、次に「区分6」・「区分4」・「区分3」が1%となっています。また、区分認定を受けていない人は12%となっています。

難病の認定

(件数、回答比率)

難病の認定	受けている	2	3%
	受けていない	21	31%

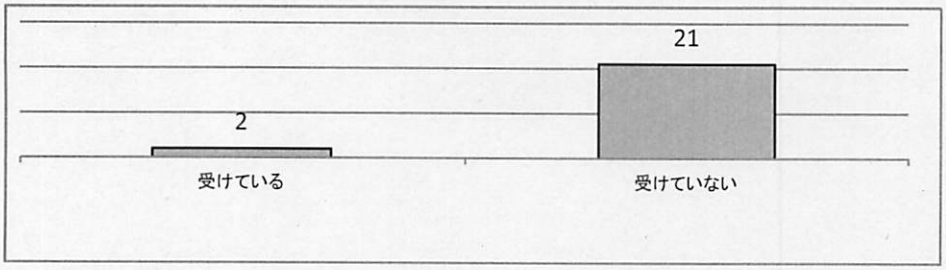

発達障害の診断

(件数、回答比率)

発達障害の診断	受けている	6	9%
	受けていない	12	18%

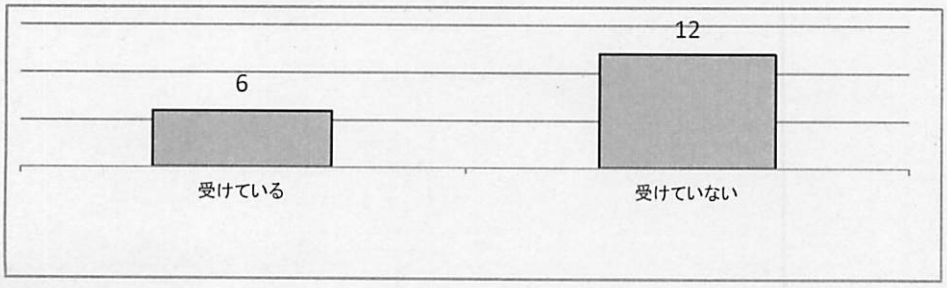

高次脳機能障害の診断

（件数、回答比率）

高次脳機能障害の診断	受けている	3	4%
	受けていない	21	31%

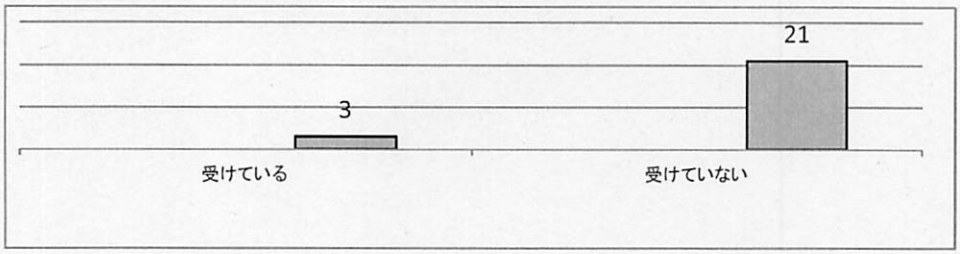

設問5　あなた（障害のある方ご本人）は、誰と生活していますか。（当てはまるものすべてに回答）

（件数、回答比率）

配偶者	9	13%
子	6	9%
子の配偶者	1	1%
父	35	51%
母	41	60%
兄弟（姉妹）	18	26%
祖父	0	0%
祖母	3	4%
孫	0	0%
友人	0	0%
一人暮らし	6	9%
その他	4	6%

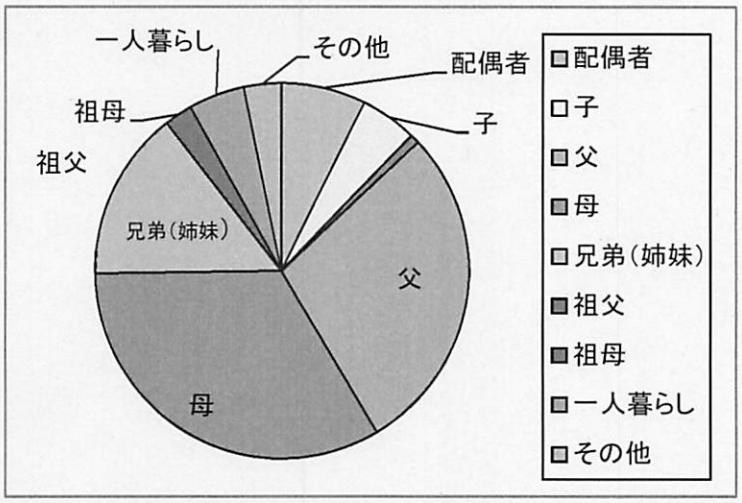

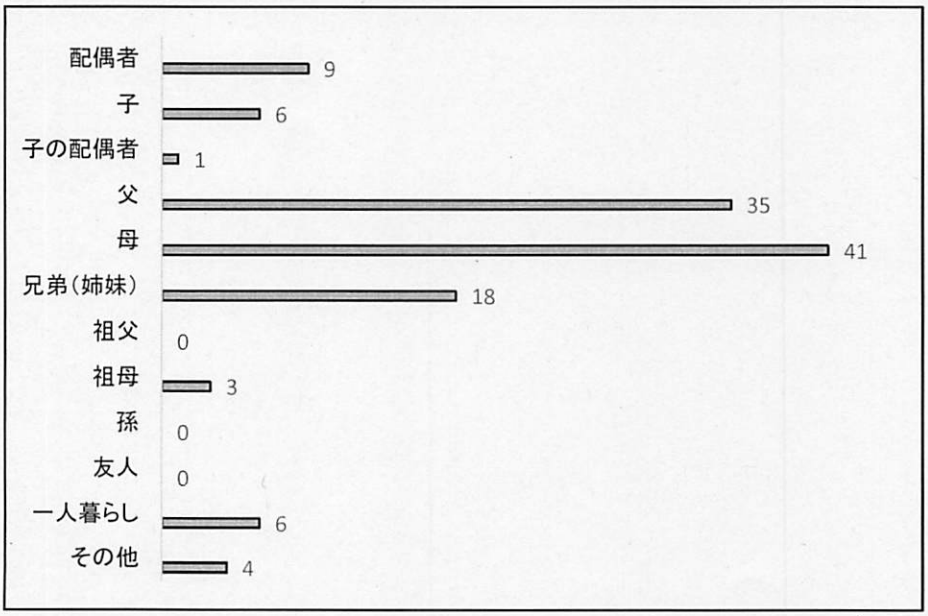

設問6　主にあなた（障害のある方ご本人）の身の回りのお世話（介護）をする家族の方について（当てはまるものにすべてに回答）

（件数、回答比率）

①配偶者	5	7%
②子	0	0%
③子の配偶者	0	0%
④父	9	13%
⑤母	23	34%
⑥兄弟（姉妹）	5	7%
⑦祖父	0	0%
⑧祖母	0	0%
⑨孫	0	0%
⑩その他	2	3%
⑪介護する人がいない	3	4%
⑫介護が不要	18	26%
無回答	3	4%

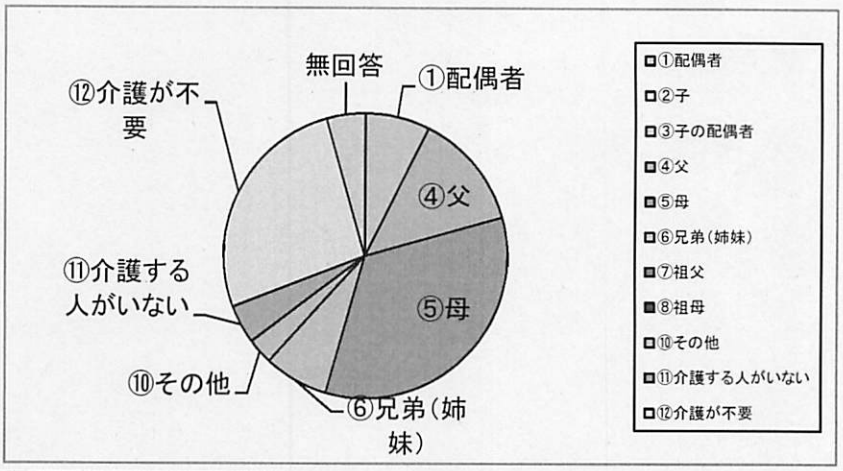

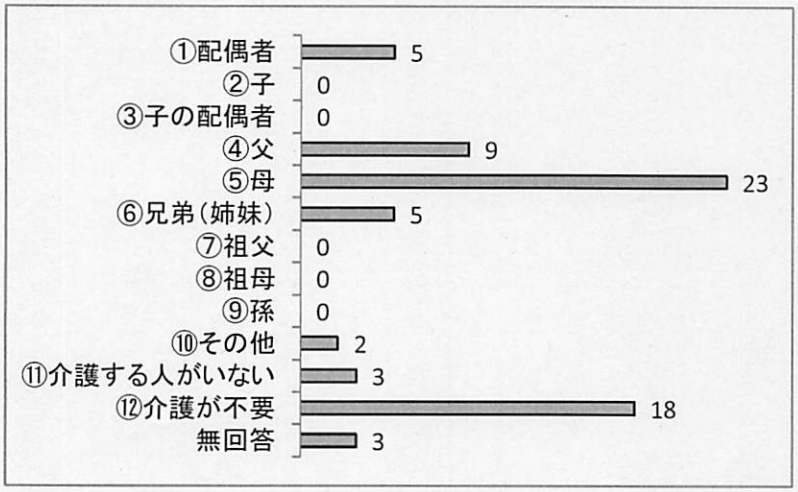

介護をする家族は、「母」が34%と最も割合が高く、次に「父」13%、「配偶者」「兄弟」7%となっています。
家族等が介護をしてくれる人は65%となっている一方で「介護する人がいない」と答えた方は4%となっています。
また、「介護が不要」と答えた方も全体の26%となっています。

設問7　設問6で①～⑩に○をした人にお聞きします。主にあなた（障害のある方ご本人）の身の回りのお世話（介護）をする家族の方の年齢について

（件数、回答比率）

19歳以下	0	0%
20～29歳	0	0%
30～39歳	0	0%
40～49歳	2	5%
50～59歳	11	25%
60～64歳	10	23%
65～74歳	12	27%
75歳以上	6	14%

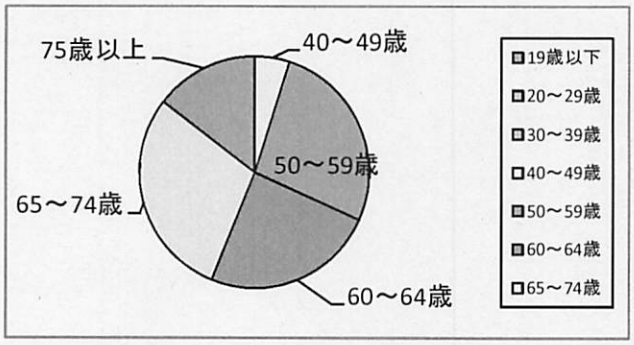

介護者のうち60歳以上の人が全体の64%をしめています。「65～74歳」が27%と最も割合が高く、次に「50～59歳」25%、「60～64歳」23%となっています。

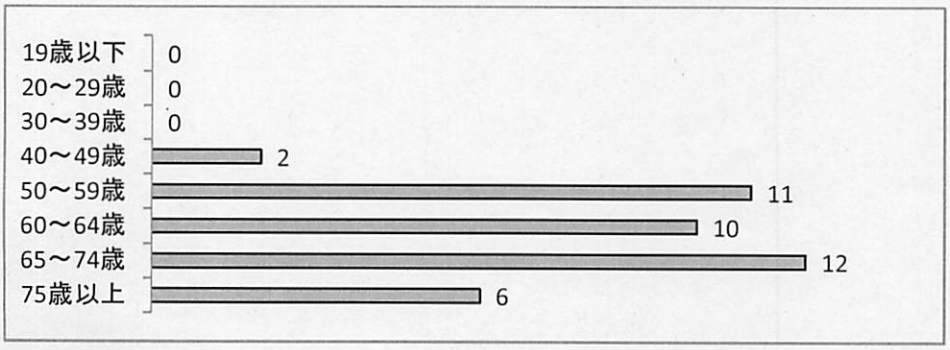

設問8　あなた（障害がある方ご本人）は、現在、日中は主にどのように過ごしていますか。（当てはまるものすべて回答）

（件数、回答比率）

①会社や自宅などで働いている	9	13%
②病院のデイケアに通っている	10	15%
③介護保険のサービスを利用している	2	3%
④保育園や幼稚園、学校に通っている	2	3%
⑤何もしていない	10	15%
⑥その他	41	60%

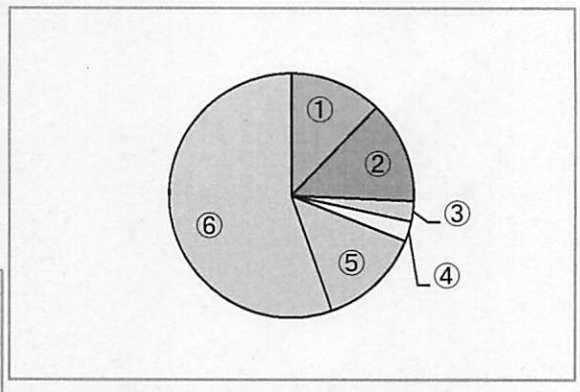

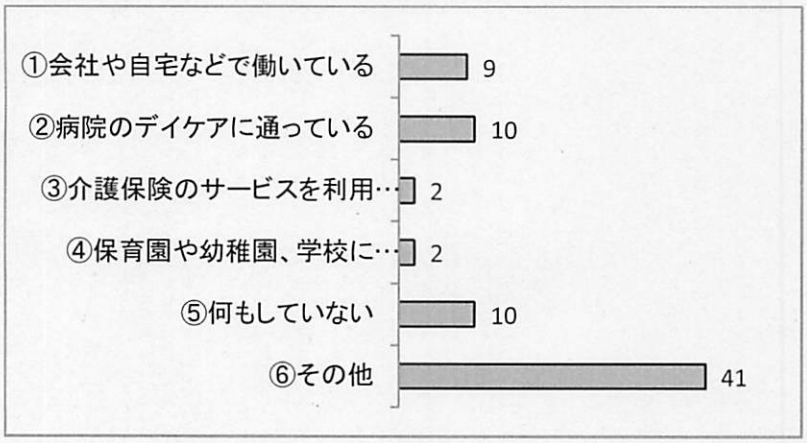

全体の約34%の人が、「会社や自宅などで就労」、「病院のデイケア」、「保育園や幼稚園、学校」などで日中は活動をしているとなっています。
また、「その他」の60%については、作業所、趣味活動などの回答となっています。

設問9　設問8で④「保育園や幼稚園、学校に通っている。」と回答された方にお伺いします。次の項目の中で必要だと思う支援はなんですか。（当てはまるものすべて回答）

（件数、回答比率）

	本人	家族等	本人%	家族%
①障害の早期発見・早期療法の仕組みづくり	1	1	50%	50%
②就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	1	0	50%	50%
③保育士等の加配	0	0	0%	0%
④加配保育士や学校教職員の資質向上	0	1	0%	0%
⑤身近な相談窓口の整備	1	1	50%	50%
⑥保護者や子ども同士の交流の場づくり	0	1	0%	0%
⑦通学や通園の援助	0	0	0%	0%
⑧放課後の見守り（学童保育など）支援	0	0	0%	0%
⑨夏休みなどの長期休暇中の支援	0	1	0%	0%
⑩身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	0	0	0%	0%
⑪身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	1	1	50%	50%
⑫地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	0	0	0%	0%
⑬その他	0	0	0%	0%

設問10　**あなた（障害のある方ご本人）は、現在どのようなサービスを利用していますか。また、今後どのようなサービスを利用したいですか。（障害のある方ご本人にどのようなサービスを受けさせたいですか。）**
（当てはまるものすべて回答）

（1）在宅生活を支援するサービス　（件数、回答比率）

	現在利用しているサービス		今後利用したいサービス	
①居宅介護（ホームヘルプ）	8	12%	4	6%
②重度訪問介護	0	0%	1	1%
③同行援護	0	0%	0	0%
④行動援護	1	1%	2	3%
⑤重度障害者等包括支援	0	0%	1	1%
⑥短期入所（ショートステイ）	4	6%	8	12%
⑦計画相談支援	6	9%	4	6%
⑧地域移行支援	0	0%	1	1%
⑨地域定着支援	0	0%	2	3%
⑩移動支援（ガイドヘルプ）	2	3%	1	1%
⑪コミュニケーション支援	0	0%	1	1%
⑫地域活動支援センター	0	0%	4	6%
⑬日中一時支援	0	0%	2	3%
⑭児童発達支援	0	0%	0	0%
⑮放課後等デイサービス	0	0%	0	0%
⑯保育所等訪問支援	0	0%	0	0%
⑰あったかふれあいセンター	0	0%	1	1%
⑱その他	2	3%		

その他については、現在利用しているサービスは、グループホーム、未利用となっております。今後利用したいサービスは、短期入所（ショートステイ）が最も多く、8人（12%）となっています。

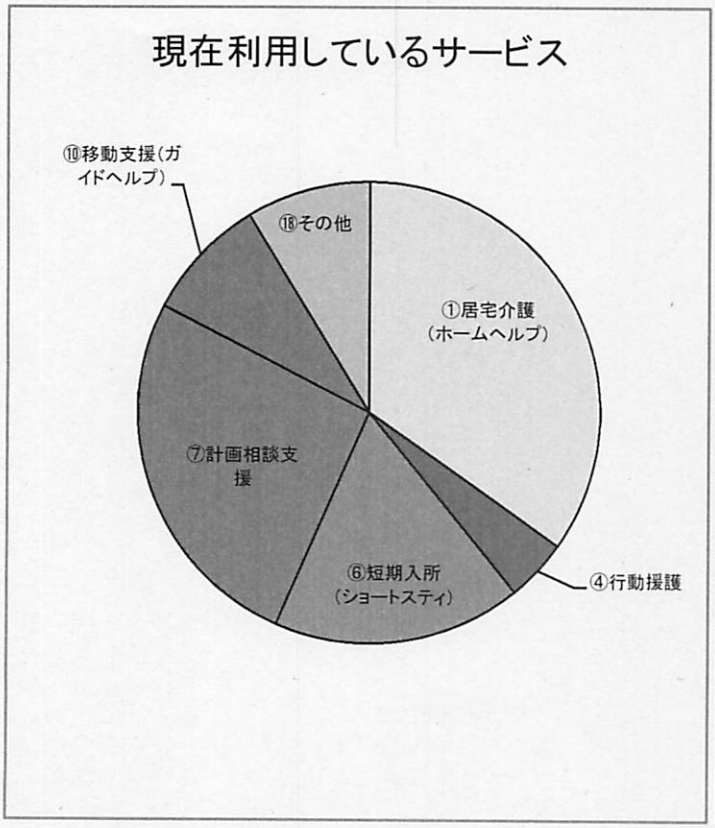

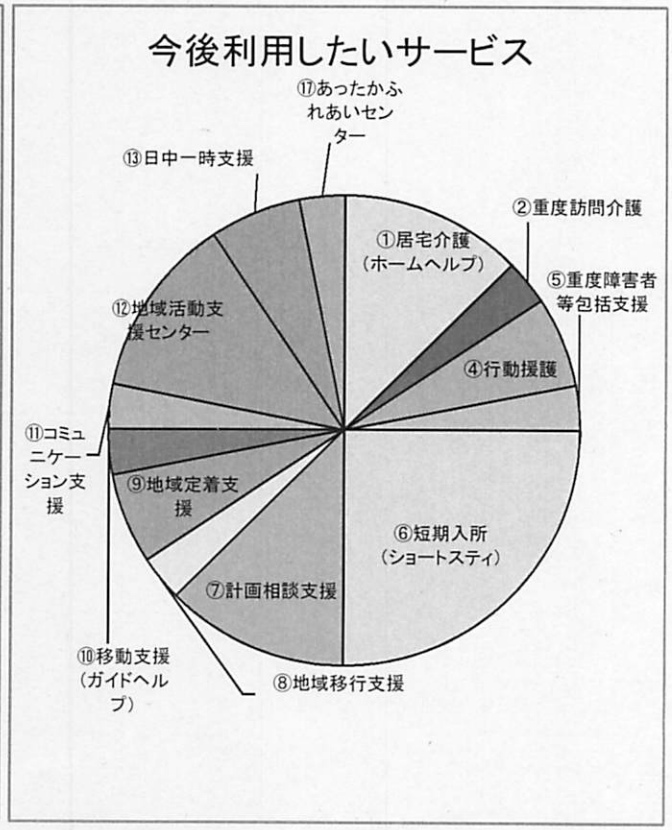

(2)日中活動のサービス

(件数、回答比率)

	現在利用しているサービス		今後利用したいサービス	
①生活介護	3	4%	2	3%
②自立訓練(機能訓練)	2	3%	1	1%
③自立訓練(生活訓練)	1	1%	1	1%
④就労移行支援	2	3%	5	7%
⑤就労継続支援(A型)	3	4%	3	4%
⑥就労継続支援(B型)	30	44%	13	19%
⑦療養介護	0	0%	0	0%
⑧その他	1	1%		

⑧その他については、現在利用しているサービスは、地域生活支援事業の精神デイケアとなっています。

今後利用したいサービスは、就労継続支援(B型)が最も多く、13人(19%)となっています。

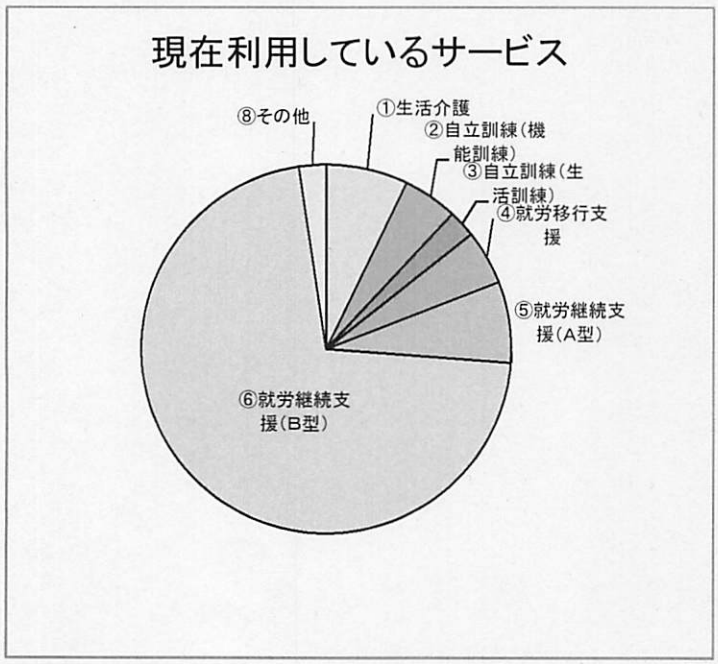

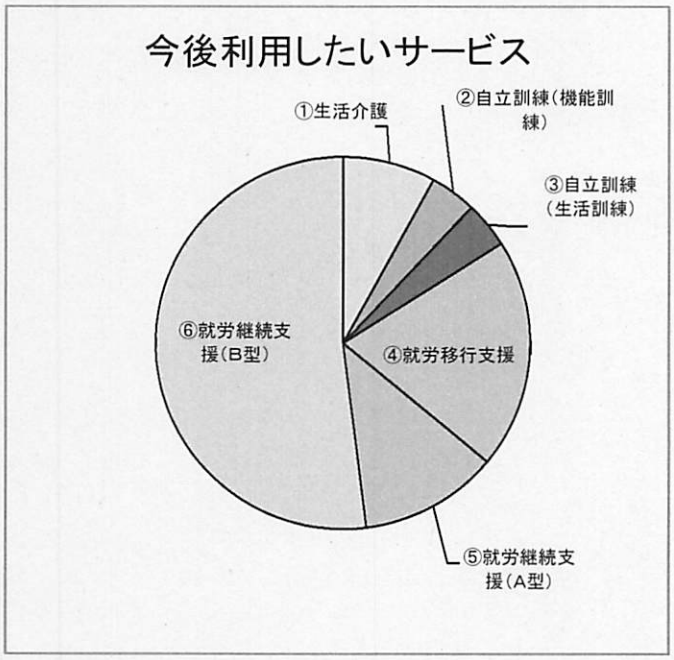

設問11　現在、どのサービスも利用されていない人(設問10で、「現在利用しているサービス」の欄に回答をしなかった人)にお聞きします。サービスを利用していない理由について(当てはまるものすべて回答)

(件数、回答比率)

①現在サービスの利用を検討又は相談している	0	0%
②家族等が身の回りの世話(介護)をしている	9	13%
③介護保険のサービスを利用している	0	0%
④近くにサービスを提供してくれる事業所がない	1	1%
⑤利用したいサービスがない	4	6%
⑥どんなサービスがあるかわからない	5	7%
⑦体調不良によりサービスを利用できない	4	6%
⑧その他	4	6%
⑨無回答	10	15%

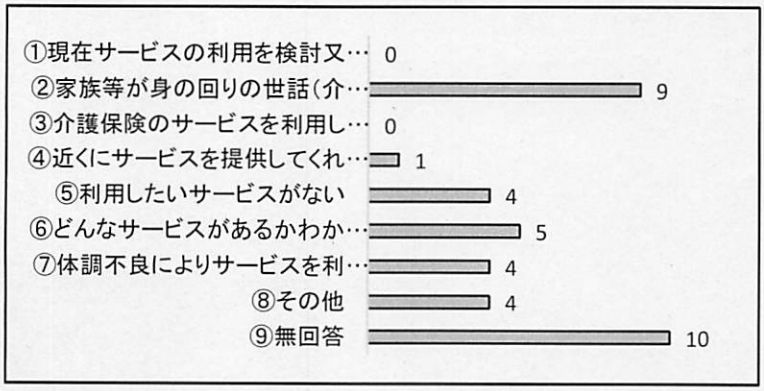

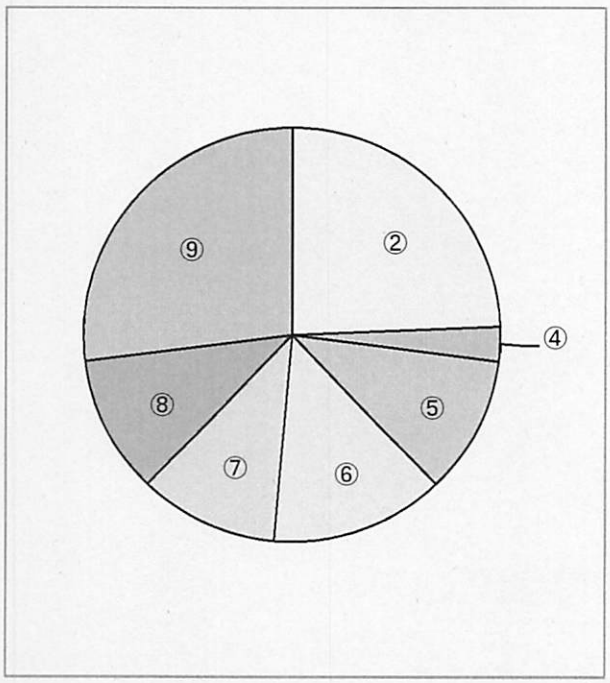

設問12　あなた（障害のある方ご本人）は、1年後～3年後どこで暮らしていたいですか。

（件数、回答比率）

①家の近くの入所施設で暮らしたい	3	4%
②気に入った入所施設で暮らしたい	1	1%
③グループホーム（ケアホーム）や福祉ホームで暮らしたい	6	9%
④家族や親戚と暮らしたい	38	56%
⑤一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	3	4%
⑥わからない（今のところは考えていない）	10	15%
⑦その他	4	6%
⑧無回答	3	4%

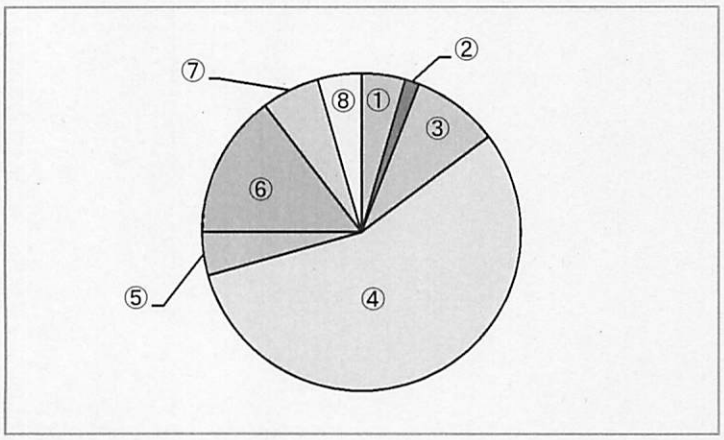

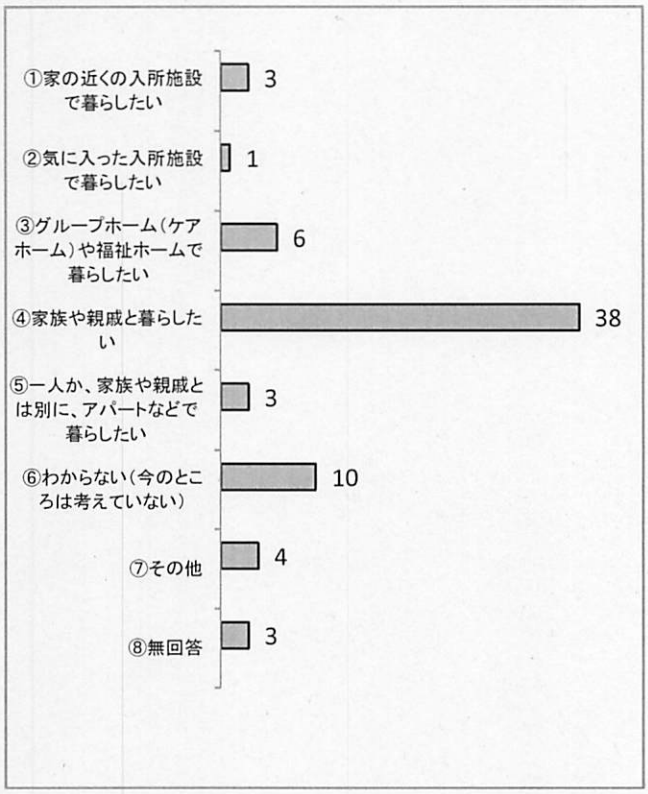

設問13　あなた（障害のある方ご本人）は、将来、ずっと暮らし続ける場所（終の住処）として、どこを希望しますか。

（件数、回答比率）

①入所施設で暮らしたい	7	10%
②グループホーム（ケアホーム）や福祉ホームで暮らしたい	6	9%
③家族や親戚と暮らしたい	23	34%
④一人か、家族や親戚とは別に、アパートなどで暮らしたい	5	7%
⑤わからない（今のところは考えていない）	19	28%
⑥その他	3	4%
⑦無回答	5	7%

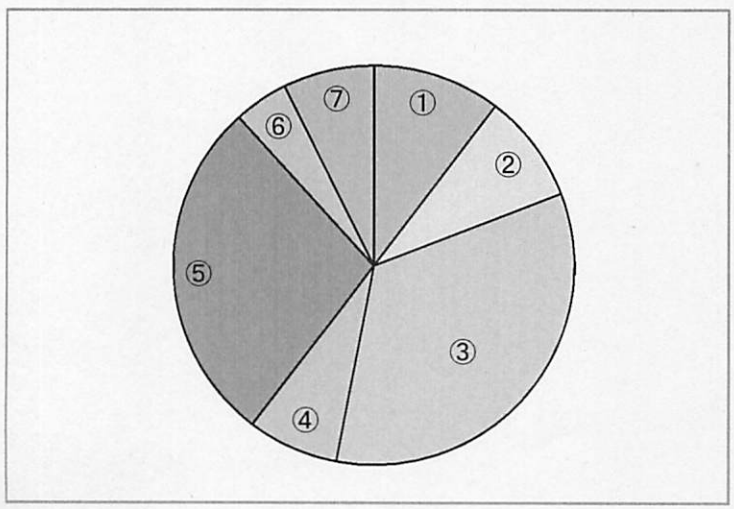

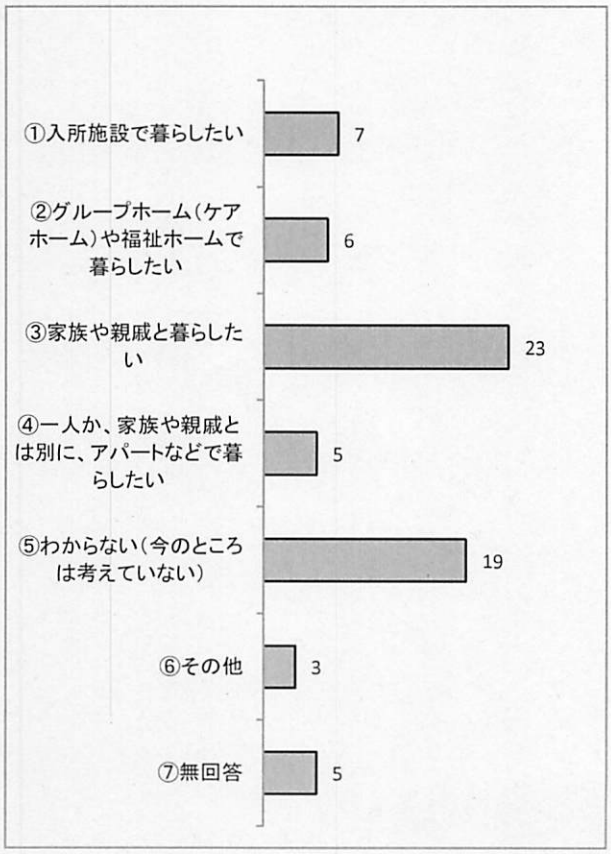

設問14　今後、あなた（障害のある方ご本人）が、障害者福祉（通所・入所等サービスを除く）に必要だと思うことは何ですか。（当てはまるもの3つまで回答）

（件数）
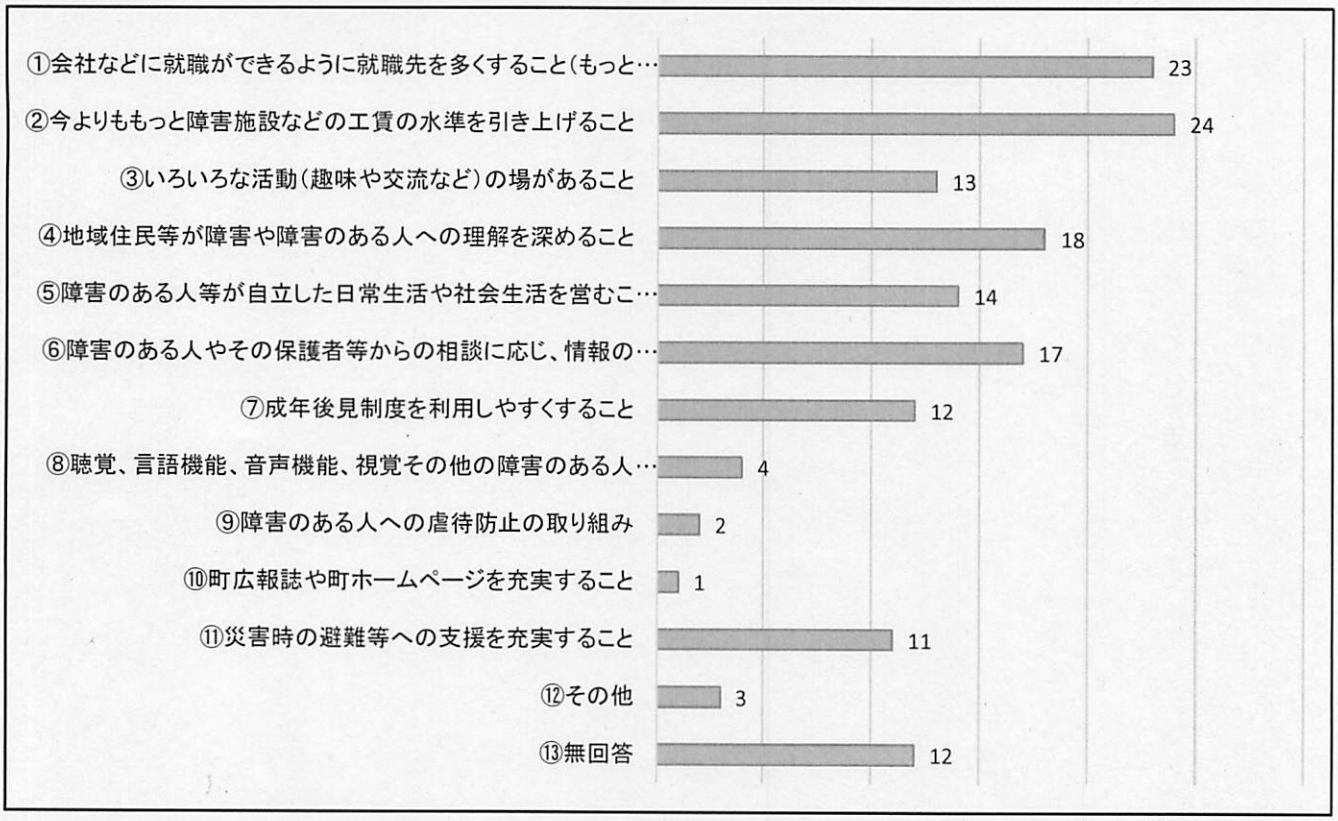
①会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）	23
②今よりももっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること	24
③いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること	13
④地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること	18
⑤障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること	14
⑥障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと（身近な相談窓口の整備）	17
⑦成年後見制度を利用しやすくすること	12
⑧聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること	4
⑨障害のある人への虐待防止の取り組み	2
⑩町広報誌や町ホームページを充実すること	1
⑪災害時の避難等への支援を充実すること	11
⑫その他	3
⑬無回答	12